

バーゼル・シュタット準州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置について

【ポイント】

● 11月20日、バーゼル・シュタット準州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置を実施すると発表

【本文】

11月20日、バーゼル・シュタット準州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自措置を実施すると発表しました。

- 1 レストランが閉鎖されます。
企業内及び学内食堂、宿泊客を対象としたホテル内レストラン、食事配送サービス、テイクアウェイ店舗等は対象外です。
- 2 テイクアウェイ店舗は、午後11時から翌午前5時までの営業が禁止されます。
- 3 体育館、屋内プール、ダンススタジオ、フィットネス・ウェルネスセンター、アイススポーツ施設、その他のスポーツ施設の屋内空間及びスタジアムは、各施設の更衣室を含めて閉鎖されます。
ただし、小学校及び中等教育課程の生徒による授業並びに職業競技者は、対象外となります。
- 4 ゲームセンター、カジノ、ボウリング場、ビリヤード場等遊興施設の屋内空間等が閉鎖されます。
- 5 イベント参加人数が15人以内に制限されます。

なお、他の生活に関することについては措置の影響はありません。あらゆる販売店は営業が可能で、また、衛生ルール及び感染防止措置を遵守した上で美容室やマッサージ等の身体的接触を伴うサービス業も営業が可能です。

6 適用期間

2020年11月23日(月)から12月13日(日)まで

○バーゼル・シュタット準州発表(ドイツ語のみ)

<https://www.medien.bs.ch/nm/2020-coronavirus-basel-stadt-verschaerft-kantonale-covid-19-verordnung-rr-2.html>

○10月23日：バーゼル・シュタット準州独自追加措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100106969.pdf>

○10月21日：バーゼル・シュタット準州独自追加措置
<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100105978.pdf>

○10月16日：バーゼル・シュタット準州独自措置
<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100104427.pdf>

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

（メール配信停止手続き）

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>